

平成24年3月28日判決言渡し 同日原本領收 裁判所書記官

平成23年(レ)第250号 貸金等請求控訴事件

(原審・京都簡易裁判所平成21年(ハ)第4158号, 差戻前の控訴審・当庁平成22年(レ)第154号, 上告審・大阪高等裁判所平成23年(ツ)第29号)

口頭弁論終結日 平成24年2月15日

判 決

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

控訴人(原審原告) 株式会社シティズ訴訟承継人

アイフル株式会社

同代表者代表取締役 川 北 太 一

同訴訟代理人弁護士 矢 野 仁 士

京都府[REDACTED]市[REDACTED]

被控訴人(原審被告)

[REDACTED] A  
(以下「被控訴人[REDACTED]」という。)

京都府[REDACTED]市[REDACTED]

同

[REDACTED] B  
(以下「被控訴人[REDACTED]」という。)

上記2名訴訟代理人弁護士 佐 野 就 平

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 訴訟の総費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人らは、控訴人に対し、連帶して180万6137円及びこれに対する平成22年3月11日から支払済みまで年21.9%の割合による金員を支



扱え。

3 訴訟費用は、第1，2審とも被控訴人らの負担とする。

4 仮執行宣言

## 第2 事案の概要

### 1 事案の要旨

本件は、株式会社シティズ（以下「シティズ」という。）が、被控訴人[A]に対し500万円を貸付け、被控訴人[B]はこれを連帯保証したと主張して、被控訴人[A]に対しては、消費貸借契約に基づき、貸付金の残元金180万6137円及びこれに対する最終弁済（供託）日の次の日である平成22年3月11日から支払済みまで利息制限法所定の制限利率（以下「制限利率」という。）の範囲内である年21.9%の割合による遅延損害金の支払を、被控訴人[B]に対しては、前記保証契約に基づく保証債務履行請求として、被控訴人[A]に対する請求と同額の支払を求める事案である。

原審は、控訴人の請求をいずれも棄却したところ、控訴人は控訴し、差戻し前の控訴審は、原審の判決を取り消した上で控訴人の請求をいずれも認容した。被控訴人らがこれに対し上告したところ、上告審は、差戻し前の控訴審には、契約締結及び督促の際の貸金業者に対する説明内容などの具体的な事情について審理判断することなく被控訴人[A]が任意に制限利率を超過する利息を支払ったと判断した点に違法があるとして、差戻し前の控訴審判決を破棄し、事件を当庁に差し戻した。

また、当審の係属中、控訴人がシティズを吸収合併して、その地位を承継した。

### 2 爭いのない事実等

(1) シティズは、平成21年4月30日まで、貸金業法（以下、改正の前後を通じ、「法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者であった（甲1, 2）。

(2) シティズは、平成18年4月28日、被控訴人[A]との間で、次の内容の金銭消費貸借契約を締結して、被控訴人[B]に対し、500万円を貸し付けた（以下「本件消費貸借契約」という。）（甲3）。

ア 利息利率 年25.5%

イ 遅延損害金利率 年29.2%

ウ 弁済期及び弁済金額 同年5月より平成26年4月まで毎月20日限り元金5万2000円宛（ただし、最終支払期日は6万円。）を経過利息と共にシティズの本店若しくは各支店に持参又は送金して支払う。

(3) 被控訴人[A]が本件消費貸借契約の締結の際に作成した金銭消費貸借契約証書（甲3。以下「本件契約書」という。）には、不動文字で「各返済日の元金若しくは利息制限法所定の制限利息の支払いを遅滞したとき、又は債務者若しくは保証人に破産、民事再生手続開始申立など法的整理の申立があるときは、催告の手続きを要せずして債務者は期限の利益を失い直ちに元利金を一括して支払います。」との記載（以下、この記載に係る期限の利益喪失特約を「本件喪失特約」という。），「弁済金は約定利息、損害金、元金の順に充当します。」との記載（以下、この記載に係る特約を、「本件充当特約」という。），利息制限法1条及び4条の文言の記載並びに利息の計算方法の記載がある。

(4) 被控訴人[A]は、同日、シティズに対し、書面により、本件消費貸借契約に基づく被控訴人[B]のシティズに対する債務を連帯保証した（以下「本件保証契約」という。）（甲3）。

(5) 控訴人は、本件消費貸借契約締結の際、被控訴人[A]に対し、法17条1項及び法施行規則13条所定の事項を記載した書面を交付した（甲4, 7）。

(6) 控訴人は、被控訴人[A]に対し、本件保証契約の締結の前には法17条2項及び法施行規則14条所定の事項を記載した書面を、本件保証契約の締結

の際には法律17条3項及び4項並びに法施行規則14条所定の事項を記載した書面をそれぞれ交付した（甲4～7）。

- (7) 被控訴人[ ]は、同年5月22日から平成21年2月20日まで、別紙「元利金計算書」の「入金日」欄記載の各年月日に、同「入金額」欄に各記載のとおり、シティズに対する弁済を繰り返した（以下、これらの弁済を「本件各弁済」といい、本件消費貸借契約と本件各弁済とを併せて「本件取引」という。）。
- (8) 控訴人は、本件各弁済の都度、直ちに、被控訴人[ ]に対し、法18条及び法施行規則14条所定の事項を記載した書面を交付した（甲8～59、60～80の各1・2、81の1～4、82、83の各1～3、84の1～5、85の1～3、86の1～5、87の1・2、88の1～5、89の1～4、90の1・2、91の1～5）。
- (9) 平成20年1月20日は経過した。
- (10) 被控訴人[ ]は、平成22年3月11日、シティズに対し、本件消費貸借契約に基づく貸金債務につき、本件各弁済について制限利率による利息の額を超えて利息として支払った部分を元本に充当する計算（以下「引き直し計算」という。）を行った結果、平成21年2月20日現在の残元本が176万3405円になったとして、これに対する同月21日から平成22年3月11日までの遅延損害金40万6288円を加えた216万9693円を準備して口頭の提供をしたが、シティズは、全部弁済としての受領を拒否した（乙5）。
- (11) 被控訴人[ ]は、同日、シティズを被供託者として、(10)の受領拒否を供託原因として、216万9693円を供託した（大津地方法務局平成21年度金第551号）（乙5）。
- (12) 控訴人は、平成23年7月1日、シティズを吸収合併し、シティズの権利及び義務を承継した。

### 3 争点とこれに関する当事者の主張

本件の争点は、シティズが、本件消費貸借契約の際及び被控訴人[A]に対する督促の際、被控訴人[B]に対し、本件喪失特約についての説明を尽くした等の具体的な事情が認められるか否かである。

#### (控訴人の主張)

シティズは、本件消費貸借契約の締結の際、被控訴人[B]に対し、支払期日に元本額及び制限利率に基づく利息を支払った場合には期限の利益を喪失しないとの説明を尽くしていたから、被控訴人[B]が、支払期日に制限利率を超過する利息を支払わない限り期限の利益を喪失するとの誤解を抱いていたとはいえない、本件各弁済には任意性が認められ、法43条1項の適用がある。

##### (1) 契約締結時の説明

シティズが本件消費貸借契約の締結の際に被控訴人[B]に対し交付した「貸付及び保証契約説明書」（甲4。以下「本件説明書」という。）には、本件喪失特約を含めた本件消費貸借契約の各条項の内容が記載されているところ、シティズの営業社員で被控訴人らとの契約の担当者であった杉坂広記（以下「杉坂」という。）は、本件消費貸借契約の締結の際、本件喪失特約に係る部分を含めた本件説明書の内容について逐条的に読み上げて説明を行っている。

また、杉坂は、被控訴人[B]に対する説明後、被控訴人[B]に対し、本件説明書の内容についての疑問がないかを確認しており、仮に被控訴人[B]が本件喪失特約の内容について疑問を有していたならば、被控訴人[B]に対し、さらに適切な説明を加えている。

##### (2) 契約締結後の確認

シティズの本店審査部に所属する、杉坂とは異なる従業員某は、本件消費貸借契約の締結後、被控訴人[B]に対して電話をかけ、杉坂から本件消費貸借契約の内容についての説明があったか否かを質問しているが、被控訴人[B]

A

■は、同従業員に対し、説明がなかつたとは回答していない。

(3) 制限利率に基づく利息額を記載した書面を交付していないことについて

シティズが本件消費貸借契約の締結の際に被控訴人■に対して交付した  
償還表（甲7。以下「本件償還表」という。）には、約定利率に基づく利息  
額の記載のみがあり、制限利率に基づく利息額の記載がない。しかし、利息  
額は過去の弁済状況やみなし弁済の成否によって変動する可能性があるから、  
契約の締結時に借主に対して交付する償還表に制限利率に基づく利息額を記  
載することは不可能又は不適切であり、法令もこのような記載までをも要求  
しているわけではない。

したがって、本件説明書や本件償還表に制限利率に基づく利息額の記載が  
ないことは、本件の争点である具体的な事情の認定に関して考慮されるべきで  
はない。

(被控訴人らの主張)

本件消費貸借契約の締結時等の次のとおりの具体的な事情からすれば、被控  
訴人■は、本件喪失特約の内容について何ら具体的な説明を受けることが  
なかつたものであつて、制限利率を超える利息の弁済を事実上強制されてい  
たものであるから、本件各弁済には任意性がなく、法43条1項の適用はな  
い。

(1) 本件消費貸借契約締結時の説明の不存在

シティズの契約担当者らは、本件消費貸借契約締結の際、被控訴人■に  
対し、本件消費貸借契約の条項のうち、不動文字ではない数字の部分の意味  
を説明したのみで、本件消費貸借契約の条項について逐条的な読み上げをする  
ことはなかつた。

また、被控訴人■は、当面の運転資金を得ることができるか否かについ  
て最大の関心があり、本件喪失特約の内容については全く関心がなかつた。

さらに、シティズの契約担当者らが被控訴人らに対し多くの書類への署名

押印を求めていたこともあり、被控訴人[A]の関心はこれらの署名押印をこなすことに集中し、結局、被控訴人[A]は、本件消費貸借契約の各条項の具体的な内容を認識することができないまま、シティズとの間で本件消費貸借契約を締結した。

なお、本件消費貸借契約の締結に至る同日の会合は、約30分で終了した。

(2) 本件消費貸借契約の締結後の確認の不存在

被控訴人[A]が、本件消費貸借契約の締結後、シティズの従業員から電話により本件消費貸借契約の締結時の契約内容の説明に関して確認を求められたことはない。

(3) 本件各弁済時の説明等の不存在

被控訴人[A]が、本件各弁済の際、シティズから本件喪失特約の内容について説明を受けたことはない。

また、被控訴人[A]が、約定利率に基づく利息額には不足するが制限利率に基づく利息額には充足する範囲で弁済した際に督促を受けなかったということもなかった。

(4) その他

被控訴人らは、本件消費貸借契約の締結後、シティズの店舗に一度行ったことがあるが、シティズの従業員が被控訴人らに対し本件喪失特約の内容等を説明することではなく、かえって、シティズの従業員は、被控訴人らに対し、被控訴人[A]の弁済の額が約定利率に基づく利息額にいくら不足しているかの説明を行い、被控訴人[A]は、この説明に応じてシティズに対する弁済をした。

### 第3 爭点に対する判断

#### 1 本件消費貸借契約締結時の説明について

(1) 控訴人は、杉坂が本件消費貸借の締結時に被控訴人[A]に対して本件喪失特約を含めた本件消費貸借契約の各条項について逐条的な読み上げを行ったと

主張し、その根拠として杉坂が作成した「契約経緯報告書」と題する書面（甲113。以下「本件報告書」という。）及び本件消費貸借契約の締結時に杉坂から口頭及び文書で報告を受けていたという岡英暢（以下「岡」という。）の陳述書（甲112）を提出する。

- (2) しかし、証拠（甲4、113、被控訴人[A]本人）によっても、杉坂が被控訴人[A]に対し平成18年4月27日午後6時15分頃に本件説明書及び本件償還表を交付したこと並びに被控訴人[A]が同日に「本説明書及び償還表を交付書面として各自一通宛、内容の説明を受けた上で、受領しました。」との記載のある本件説明書に署名したことは認められるが、杉坂が、被控訴人[A]に対し、本件消費貸借契約の全ての条項にわたって個別具体的な説明を行った上、本件喪失特約の内容について具体的に説明し、その結果、被控訴人[A]において、制限利率に基づく利息を弁済している限り、本件消費貸借契約に関して何ら不利益を受けることがなく、期限の利益を喪失することはないとの認識を有するに至ったとまで認めることはできない。
- (3) また、岡の陳述書（甲112）には、杉坂が被控訴人[A]に対し本件喪失特約を含む本件消費貸借契約の各条項を読み上げて説明したとの記載があるが、岡は杉坂が被控訴人[A]に対して説明を行った場に同席していたわけではないから、この記載から控訴人の主張する事実を直ちに認めることはできない。
- (4) そうすると、被控訴人[A]が、陳述書（乙6）及び本人尋問において、杉坂が被控訴人らに対して本件喪失特約を含めた不動文字の部分については何ら説明しなかったと供述等していることをも踏まえれば、杉坂が本件消費貸借契約の締結時に、被控訴人[A]に対して本件喪失特約の内容を具体的に説明したと認めることはできない。

## 2 本件消費貸借契約の締結後の確認について

- (1) 控訴人は、シティズの本社審査部に所属する従業員が本件消費貸借契約の

締結後、被控訴人[A]に対して電話をかけ、被控訴人[A]が杉坂から本件消費貸借契約の締結時に契約内容の説明を受けたことを確認したと主張する。

(2) しかし、控訴人がその根拠として提出するのは岡の陳述書のみであり、岡が自ら被控訴人[A]に対して電話での確認を行ったわけではないから、この陳述書から控訴人の主張する事実の存在を認めることはできない。

(3) また、上記1のとおり、被控訴人[A]が本件消費貸借契約の締結時に杉坂から本件喪失特約の内容について具体的な説明を受けたと認められない以上、仮にシティズの本社審査部に所属する従業員が被控訴人[A]に対して契約内容の説明の有無を確認していたとしても、そのことから被控訴人[A]が本件喪失特約の内容を理解していたことを推認することはできない。

3 したがって、シティズが被控訴人[A]に対し、本件喪失特約の内容についての説明を尽くしていたと認めることはできないから、被控訴人[A]が本件喪失特約の内容を正確に理解していたということはできず、本件各弁済が任意になされたものということはできない。

4 そうすると、本件各弁済については法43条1項のみなし弁済の適用は認められないところ、本件取引について、被控訴人[A]が平成20年1月20日の経過により期限の利益を喪失したものとして引き直し計算を行うと、被控訴人[A]は、平成22年3月11日の時点において、控訴人に対し、本件消費貸借契約に基づく貸金債務として、216万9693円（残元本176万3405円及び遅延損害金40万6288円の合計額）を負っていたと認められる。

5 そして、上記争いのない事実等によれば、被控訴人[A]が同日に控訴人に対して本件消費貸借契約に基づく債務につき216万9693円の弁済を提供したこと、控訴人が被控訴人[A]に対しこの弁済の受領を拒絶したこと、被控訴人[A]が同日大津地方法務局に対し控訴人を被供託者とする216万9693円の供託をしたことがそれぞれ認められ、これらによれば、被控訴人[A]の本件消費貸借契約に基づく貸金債務は同日をもって消滅し、また、主債務が消滅

B

したことにより、被控訴人〔〕の本件保証契約に基づく控訴人に対する保証債務も同日をもって消滅したものと認められる。

6 以上によれば、控訴人の被控訴人らに対する請求はいずれも理由がない。

#### 第4 結論

よって、控訴人の請求はいずれも理由がないので棄却すべきところ、これらを棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

京都地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 吉川慎一

裁判官 吉岡真一

裁判官 高嶋諒

# 元 利 金 計 算 書

\*貸付日 平成18年4月28日 \*賃付金 500 万円 \*返済方法 平成18年5月より毎月20日、金52,000円宛分割払  
 \*利息 年率 25.5% \*損害金 年率 29.2% \*1年を365日として計算する。

\*期限の利益喪失日 平成20年1月21日 徒過による。

NO.1

入金日	入金額	期 間	計 算 根 拠			利息・損害金 損害金	利息・損害金 不 足 額	利息・損害金 充 当額	元 本 残元本
H18.5.22	135,835	4/28 ~ 5/21	5,000,000 × 0.255 × 24 / 365 =	83,835		83,835	0	52,000	4,948,000
H18.6.20	152,247	5/22 ~ 6/19	4,948,000 × 0.255 × 29 / 365 =	100,247		100,247	0	52,000	4,896,000
H18.7.20	154,614	6/20 ~ 7/19	4,896,000 × 0.255 × 30 / 365 =	102,614		102,614	0	52,000	4,844,000
H18.8.21	160,293	7/20 ~ 8/20	4,844,000 × 0.255 × 32 / 365 =	108,293		108,293	0	52,000	4,792,000
H18.9.20	152,435	8/21 ~ 9/19	4,792,000 × 0.255 × 30 / 365 =	100,435		100,435	0	52,000	4,740,000
H18.10.20	151,345	9/20 ~ 10/19	4,740,000 × 0.255 × 30 / 365 =	99,345		99,345	0	52,000	4,688,000
H18.11.20	153,530	10/20 ~ 11/19	4,688,000 × 0.255 × 31 / 365 =	101,530		101,530	0	52,000	4,636,000
H18.12.20	149,165	11/20 ~ 12/19	4,636,000 × 0.255 × 30 / 365 =	97,165		97,165	0	52,000	4,584,000
H19.1.22	157,683	12/20 ~ 1/21	4,584,000 × 0.255 × 33 / 365 =	105,683		105,683	0	52,000	4,532,000
H19.2.20	143,819	1/22 ~ 2/19	4,532,000 × 0.255 × 29 / 365 =	91,819		91,819	0	52,000	4,480,000
H19.3.20	139,636	2/20 ~ 3/19	4,480,000 × 0.255 × 28 / 365 =	87,636		87,636	0	52,000	4,428,000
H19.4.20	147,899	3/20 ~ 4/19	4,428,000 × 0.255 × 31 / 365 =	95,899		95,899	0	52,000	4,376,000
H19.5.21	146,773	4/20 ~ 5/20	4,376,000 × 0.255 × 31 / 365 =	94,773		94,773	0	52,000	4,324,000
H19.6.20	142,626	5/21 ~ 6/19	4,324,000 × 0.255 × 30 / 365 =	90,626		90,626	0	52,000	4,272,000
H19.7.20	141,536	6/20 ~ 7/19	4,272,000 × 0.255 × 30 / 365 =	89,536		89,536	0	52,000	4,220,000
H19.8.20	143,394	7/20 ~ 8/19	4,220,000 × 0.255 × 31 / 365 =	91,394		91,394	0	52,000	4,168,000
H19.9.20	142,268	8/20 ~ 9/19	4,168,000 × 0.255 × 31 / 365 =	90,268		90,268	0	52,000	4,116,000
H19.10.22	144,017	9/20 ~ 10/21	4,116,000 × 0.255 × 32 / 365 =	92,017		92,017	0	52,000	4,064,000
H19.11.20	134,337	10/22 ~ 11/19	4,064,000 × 0.255 × 29 / 365 =	82,337		82,337	0	52,000	4,012,000
H19.12.20	136,087	11/20 ~ 12/19	4,012,000 × 0.255 × 30 / 365 =	84,087		84,087	0	52,000	3,960,000

入金日	入金額	期 間	計 算 根 拠			利息・損害金 損害金	利息・損害金 不足額	元 本 充当額	残元本
H20.1.28	30,000	12/20 ~ 1/21	3,960,000 × 0.255 × 33 / 365 =	91,296		30,000	61,296	0	3,960,000
H20.2.13	50,000	12/20 ~ 1/21	X X / 365 =	50,000		50,000	11,296	0	3,960,000
H20.2.20	80,000	12/20 ~ 1/21	X X / 365 =	11,296		80,000	23,168	0	3,960,000
		1/22 ~ 2/19	3,960,000 × 0.292 × 29 / 365 =	91,872				0	3,960,000
H20.2.25	50,000	1/22 ~ 2/19	X X / 365 =	23,168		39,008	0	10,992	3,949,008
		2/20 ~ 2/24	3,960,000 × 0.292 × 5 / 365 =	15,840			0	0	3,949,008
H20.3.6	30,000	2/25 ~ 3/5	3,949,008 × 0.292 × 10 / 365 =	30,000		30,000	1,592	0	3,949,008
H20.3.6	30,000	2/25 ~ 3/5	X X / 365 =	1,592		1,592	0	28,408	3,920,600
H20.3.21	30,000	3/6 ~ 3/20	3,920,600 × 0.292 × 15 / 365 =	47,047		30,000	17,047	0	3,920,600
H20.4.8	50,000	3/6 ~ 3/20	X X / 365 =	17,047		50,000	23,503	0	3,920,600
		3/21 ~ 4/7	3,920,600 × 0.292 × 18 / 365 =	56,456			0	0	3,920,600
H20.4.22	30,000	3/21 ~ 4/7	X X / 365 =	23,503		30,000	37,413	0	3,920,600
		4/8 ~ 4/21	3,920,600 × 0.292 × 14 / 365 =	43,910			0	0	3,920,600
H20.5.1	30,000	4/8 ~ 4/21	X X / 365 =	30,000		30,000	7,413	0	3,920,600
H20.5.7	10,000	4/8 ~ 4/21	X X / 365 =	7,413		10,000	44,460	0	3,920,600
		4/22 ~ 5/6	3,920,600 × 0.292 × 15 / 365 =	47,047			0	0	3,920,600
H20.5.9	20,000	4/22 ~ 5/6	X X / 365 =	20,000		20,000	24,460	0	3,920,600
H20.5.30	20,000	4/22 ~ 5/6	X X / 365 =	20,000		20,000	4,460	0	3,920,600
H20.6.3	100,000	4/22 ~ 5/6	X X / 365 =	4,460		89,142	放棄 2	10,858	3,909,742
		5/7 ~ 6/2	3,920,600 × 0.292 × 27 / 365 =	84,684			0	0	3,909,742
H20.6.20	50,000	6/3 ~ 6/19	3,909,742 × 0.292 × 17 / 365 =	53,172		50,000	3,172	0	3,909,742
H20.7.4	20,000	6/3 ~ 6/19	X X / 365 =	3,172		20,000	26,961	0	3,909,742
		6/20 ~ 7/3	3,909,742 × 0.292 × 14 / 365 =	43,789			0	0	3,909,742
H20.7.10	20,000	6/20 ~ 7/3	X X / 365 =	20,000		20,000	6,961	0	3,909,742
H20.7.14	30,000	6/20 ~ 7/3	X X / 365 =	6,961		30,000	8,238	0	3,909,742
		7/4 ~ 7/13	3,909,742 × 0.292 × 10 / 365 =	31,277			0	0	3,909,742
H20.7.23	30,000	7/4 ~ 7/13	X X / 365 =	8,238		30,000	6,388	0	3,909,742
		7/14 ~ 7/22	3,909,742 × 0.292 × 9 / 365 =	28,150			0	0	3,909,742

入金日	入金額	期 間	計 算 根 拠			利息・損害金 損害金	利息・損害金 不足額	元 本 充当額	残元本
H20.8.15	30,000	7/14 ~ 7/22	X	X	/ 365 =	6,388	30,000	48,327	0
		7/23 ~ 8/14	3,909,742	× 0.292	× 23 / 365 =	71,939			0
H20.9.8	30,000	7/23 ~ 8/14	X	X	/ 365 =	30,000	30,000	18,327	0
H20.9.18	20,000	7/23 ~ 8/14	X	X	/ 365 =	18,327	20,000	104,671	0
		8/15 ~ 9/17	3,909,742	× 0.292	× 34 / 365 =	106,344			0
H20.9.25	30,000	8/15 ~ 9/17	X	X	/ 365 =	30,000	30,000	74,671	0
H20.9.29	20,000	8/15 ~ 9/17	X	X	/ 365 =	20,000	20,000	54,671	0
H20.10.3	20,000	8/15 ~ 9/17	X	X	/ 365 =	20,000	20,000	34,671	0
H20.10.10	20,000	8/15 ~ 9/17	X	X	/ 365 =	20,000	20,000	14,671	0
H20.10.23	30,000	8/15 ~ 9/17	X	X	/ 365 =	14,671	30,000	94,143	0
		9/18 ~ 10/22	3,909,742	× 0.292	× 35 / 365 =	109,472			0
H20.11.28	30,000	9/18 ~ 10/22	X	X	/ 365 =	30,000	30,000	64,143	0
H20.12.9	220,000	9/18 ~ 10/22	X	X	/ 365 =	64,143	211,147	放棄 2	8,853
		10/23 ~ 12/8	3,909,742	× 0.292	× 47 / 365 =	147,006			0
H20.12.15	520,000	12/9 ~ 12/14	3,900,889	× 0.292	× 6 / 365 =	18,724	18,724	0	501,276
H20.12.16	15,000	12/15 ~ 12/15	3,399,613	× 0.292	× 1 / 365 =	2,719	2,719	0	12,281
H20.12.22	68,259	12/16 ~ 12/21	3,387,332	× 0.292	× 6 / 365 =	16,259	16,259	0	3,387,332
H21.1.20	110,034	12/22 ~ 1/19	3,335,332	× 0.219	× 29 / 365 =	58,034	58,034	0	52,000
H21.2.20	113,069	1/20 ~ 2/19	3,283,332	× 0.219	× 31 / 365 =	61,069	61,069	0	52,000
		~	X	X	/ 365 =				3,231,332
		~	X	X	/ 365 =				
		~	X	X	/ 365 =				
		~	X	X	/ 365 =				
		~	X	X	/ 365 =				
		~	X	X	/ 365 =				
		~	X	X	/ 365 =				

これは正本である。

平成24年3月28日

京都地方裁判所第2民事部

裁判所書記官

藤本頑兒